

いじめの防止について

- ① 法体系について
- ② 「尼崎市いじめ防止基本方針」について

法体系について

いじめ防止対策推進法

基本方針の策定

いじめ防止基本方針(国)
第11条に規定(策定は義務)

地方いじめ防止基本方針
第12条に規定(策定は任意)

学校いじめ防止基本方針
第13条に規定(策定は義務)

いじめの防止等のための組織体制

尼崎市いじめ問題対策連絡協議会
第14条第1項に規定

尼崎市いじめ問題対策審議会
第14条第3項・第28条第1項に規定

尼崎市いじめ問題調査委員会
第30条第2項に規定



【参考】いじめ防止対策推進法第14条第1項(抜粋)

第十四条

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

【参考】いじめ防止等のための組織体制

組織	根拠法令	構成員	所掌事務
尼崎市いじめ問題対策 連絡協議会(本協議会) ＜常設＞	法第14条第1項	市、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察、保護者団体、青少年育成団体など	<ul style="list-style-type: none"> いじめの問題に関する情報共有及び意見交換 関係機関及び団体相互の連絡調整
尼崎市いじめ問題対策 審議会 ＜常設＞	法第14条第3項及び 法第28条第1項	弁護士、医師、学識経験者、心理又は福祉に関する専門的知識及び経験を有する者など	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止等のための対策の検討 (・重大事態の調査審議)
尼崎市いじめ問題調査 委員会 ＜非常設＞	法第30条第2項	弁護士、医師、学識経験者、心理又は福祉に関する専門的知識及び経験を有する者など	<ul style="list-style-type: none"> 法第28条第1項に基づく重大事態に係る調査結果の再調査 再調査結果を踏まえた再発防止策の検討

※ 法・・・いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

法体系について

いじめ防止対策推進法

基本方針の策定

いじめ防止基本方針(国)
第11条に規定(策定は義務)

地方いじめ防止基本方針
第12条に規定(策定は任意)

学校いじめ防止基本方針
第13条に規定(策定は義務)

いじめの防止等のための組織体制

尼崎市いじめ問題対策連絡協議会
第14条第1項に規定

尼崎市いじめ問題対策審議会
第14条第3項・第28条第1項に規定

尼崎市いじめ問題調査委員会
第30条第2項に規定



「尼崎市いじめ防止基本方針」について

【主な内容】

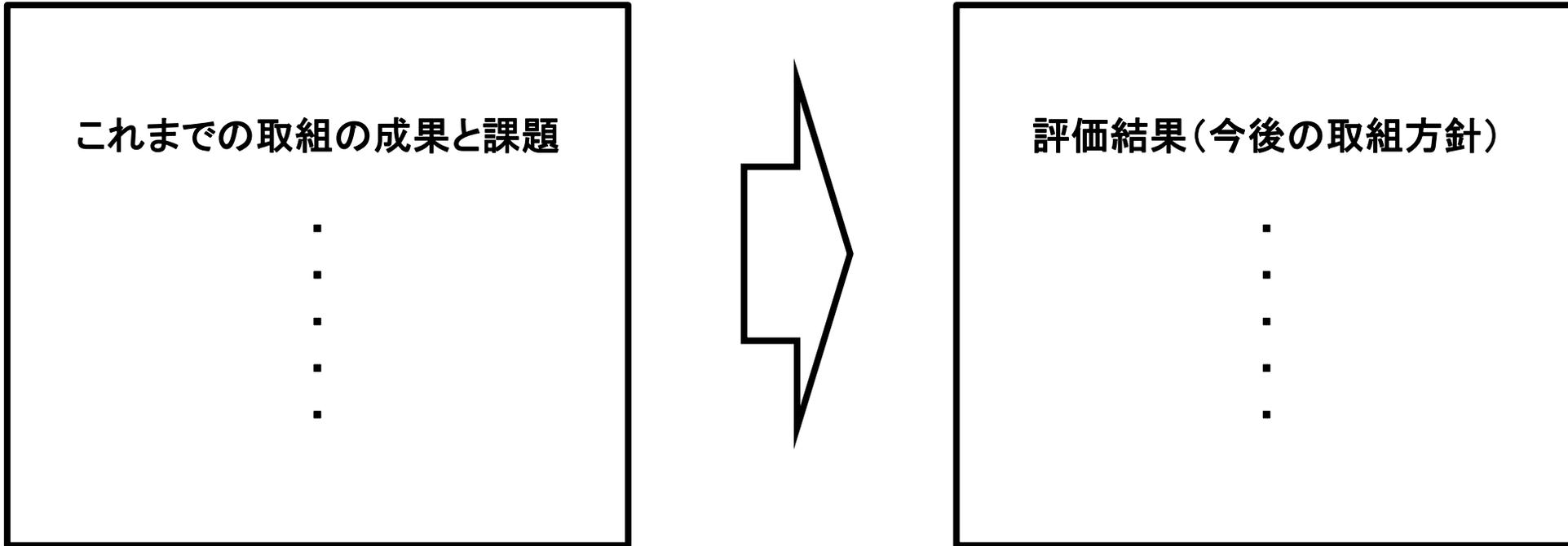
- いじめの防止等の対策に関する基本理念
- いじめに対する共通理解
- いじめの防止等に関する基本的な考え方
- いじめの定義
- いじめの解消
- 重大事態への対処
- いじめの防止等のための組織体制
- いじめの防止等に係る取組

別紙

基本理念

- (1)
いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が健やかに育つことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることを旨とする。
- (2)
いじめの防止等の対策は、いじめがいじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。
- (3)
いじめの問題は、地域社会全体で連携して対応していくものとする。

「尼崎市いじめ防止基本方針(別紙)」について



「尼崎市いじめ防止基本方針(別紙)」を、令和5年9月1日時点に改定します。

→ 資料3